

写

目議第6956号
令和7年2月4日

様

目黒区議会議長

おのせ 康 裕

質問通告について

令和7年2月17日開会の第1回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 高島 なおこ
目安時間 35分

1 目黒区における地域包括ケアシステムの構築状況について

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って最期まで自立した生活を送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供する仕組みである、地域包括ケアシステムの構築を目指してきた。

目黒区の地域特性は、都心に近く住宅地と商業地の調和がとれたまちであるが、地域包括ケアシステムの日常生活圏域である中学校区ごとに、住環境や医療・介護資源は異なっている。これまで目黒区では、地区ごとの地域包括支援センターの機能強化を図り、多職種連携を促進し、地域包括ケアシステムの構築を推進してきた。

目黒区の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和4年）によると、

6割以上が自宅などで介護サービスを利用しながら暮らしたいと希望している。これに対し、診療所による在宅看取りは25%程度（令和5年）となっており、半数以上は病院で最期を迎えている。

2040年に向けて、在宅医療・介護の連携、地域コミュニティー、高齢者の住まいの確保、ACPの普及など、さらなる対策が求められる。

(1) 2025年現在、目黒区における地域包括ケアシステムの達成状況と課題について、区の見解を伺う。

(2) 高齢者の独居が増えることが見込まれる中、住まいの確保が大きな課題となっている。単身高齢者の住まいを確保するための支援策を強化すべきと考えるが、区の方針を伺う。

2 学習用情報端末を家庭で利活用する上での諸課題への対応策について
令和3年に教育委員会が出した「目黒区版GIGAスクール構想イメージ」では、1人1台の学習用情報端末iPadを活用した「個別最適な学びの実現」、「協働的な学びの実現」を目指している。文部科学省によると、デジタル学習基盤の整備によって、多様で大量の情報を扱い、時間や空間を問わずに情報をやり取りし、思考の過程や結果を共有できるなど、子供の学習活動や教師の授業、校務での情報活用の充実が図られ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が可能としている。現在、国ではデジタル教科書の検討も進められている。

こうした動きにより、家庭において情報端末を使用することが必須となり、学校と家庭の両輪でデジタル学習の環境を整備することが喫緊の課題である。しかし、家庭における情報端末の利活用と活用ルールが普及しているとはいはず、様々な課題がある。令和6年に教育委員会が実施した「次期GIGAシステム検討に係るアンケート」では、長時間の利用や学習以外の利用、ランドセルの重さや体への負担などの課題が寄せられた。また学校により持ち帰り頻度の差異が大きいこと、紙やアナログでの学習の方が優れた点があるという指摘、視力低下への影響、保護者が情報端末の使い方をよく分からることなども、課題として挙げられた。そこで、以下について質問する。

(1) これらの課題を踏まえた上で、対応策について教育委員会の方針を伺う。

(2) オンラインで学校とつながる場合や学習の実施・提出など、家庭での

支援に必要となる操作手順について、保護者が参照できるマニュアルを作成し、情報提供するべきではないかと考えるが、今後の対応について伺う。

3 不登校児童への校内別室による支援について

文部科学省の「令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、小中学校に30日以上登校しない不登校児童生徒数が約34万6千人で、過去最多になったことが明らかになった。

不登校に至った主たる要因として、「無気力や不安」と回答した児童・生徒が55.3%と半数以上にのぼり、昔の不登校児童・生徒の多くが学校生活に何らかの問題があり登校を拒否したことに対し、現在の不登校は学校に行きたいが無気力で登校できないという傾向が顕著になったともいえる。

不登校対策のうち別室登校による学びの場の確保は有効な取り組みのひとつであり、最終的に別室から教室での学校生活に戻れた事例も報告されている。

現在、目黒区では、中学校全9校に校内の別室に支援員を配置して、一時的に学級に入れなくなった生徒や別室登校する生徒を支援している。

一方、小学校ではまだ導入されていないが、令和6年度前期における小学校高学年の不登校児童数は中学校低学年と同数程度の状況にある。

そこで、小学校における校内別室と、指導支援員の配置により、学びの保障および安心して学校で過ごせる環境を整備してはどうかと考えるが、教育委員会の方針を伺う。

質問者氏名 坂 元 悠 紀
目 安 時 間 40分

1 特別養護老人ホームの現状に関する区の認識について

(1) 特別養護老人ホームの経営実態について

私たちの会派は、区内の介護保険制度の現状を把握するため、「特別養護老人ホーム駒場苑」を視察した。駒場苑は定員57名で、要介護度の高い方を対象に24時間体制の介護を提供している。施設では、きめ

細やかな介護を心がけているが、介護報酬の低さや入所者確保の課題があり、経営状況は厳しいと聞いた。

また、区の入所待機者リストの更新頻度が低く、入所率維持が難しい状況にあるなど指摘を受けたが、特別養護老人ホームの経営状況について区の対応について伺う。

（2）駒場地区の新設特養の影響について

介護度の高い入所者の確保とベッドの充足率維持が経営上不可欠だが、今後駒場地区に新設される特養の影響で入所率が低下し、各施設の経営に悪影響を及ぼす可能性がある。区の対応について見解を伺う。

2 障害者の高齢化への対応について

社会全体が高齢化していく中で、高齢化の波は障害のある方に対しても例外なく訪れる事となる。障害福祉サービスを利用してきました障害者が65歳以上となった場合、介護保険サービスの利用が優先されることとなるが、これまで慣れ親しんできたサービスの変更は、障害者本人やそのサポートを行う家族等に心理的・経済的負担が生じることになるのではないか。

障害のある方が高齢化する中でも、生活の質を落とすことなく、安心して暮らすことのできる環境を整備することは、地方自治体の重要な役割であり、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行を促すためには、障害分野と介護分野の連携が必要不可欠であると考えるが、区としての見解を伺う。

3 人生の最終段階における意思決定支援について

社会全体の高齢化は進み、死に対する考え方も多様化している。在宅や施設における看取りが増える中で、本人の意思を尊重し、最期まで自分らしく生きることができるよう、本人の意思決定を支援していくことは、非常に重要な課題であると考える。

国では、人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・ケアが行われるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発を行っているが、この取組に対する区の考え方を伺う。

4 年収「103万円の壁」問題について

「年収の壁」問題が指摘されて久しく、子育て世帯を中心にパート・アルバイト等で家計を支えている人たちが「年収の壁」が原因で働くことを止めたり、所得逆転現象が発生するケースがある。

労働力の確保、家計の所得向上の観点から改善が急務であることは明白だ。所得税のインフレ調整として、1995年以降引き上げが行われていない「基礎控除」と「給与所得控除」の合計額、いわゆる「103万円の壁」を見直し、課税最低所得を引き上げ、区民の手取りを増やすべきだと考えるが区の見解を伺う。

質問者氏名 武藤 まさひろ

目安時間 35分

1 避難所運営システムについて

- (1) 現状の避難所における「避難者受付」また「避難者管理」はどの様に行っていくのか伺う。
- (2) マイナンバーカードもしくは運転免許証を利用した避難者受付と管理を取り入れている自治体があるが、区の考えを伺う。

2 防犯カメラについて

- (1) 目黒区の今後の防犯カメラの設置計画を伺う。
- (2) 防犯カメラの電気代や7年ごとの更新費など、設置したいができない町会もあると伺う。区の防犯対策に地域差をなくすために区の負担拡大の考えはないか伺う。

3 身寄りのない独り身の高齢者支援について

- (1) 身寄りのない独り身の高齢者が亡くなった場合の区の対応を伺う。
- (2) 他の自治体では、身寄りのない高齢者の葬儀や死後の家賃精算、家財処分などの死後手続きを希望される高齢者のサポートをしている。孤立対策の一つとして支援が重要だと思うが、区の考えを伺う。

質問者氏名 橋本しようへい

目安時間 35分

1 スフィア基準について

昨年11月に総理大臣の記者会見において、避難所の満たすべき基準を定めた「スフィア基準」を能登の全ての避難所に適用するよう指示しているとの発言があった。この「スフィア基準」は、災害や紛争の影響を受け

た人々への人道支援の基準を表しているもので、後日に行われた内閣特命担当大臣による記者会見では、トイレ、食事、居住スペース、入浴施設の4点であり、「48時間以内にこのスフィア基準が満たされるように（中略）避難所の環境改善のための取組を着実に進めてまいりたい」とのこと。ただし実際の基準として「スフィアハンドブック」はかなり詳細に書かれており、具体的な内容を読むと日本でよく言われている「災害関連死」をいかに予防するかという視点が強く出ている印象であった。

その一端をいくつかの視点で紹介すると、例えばまず水については最低必要水量が1人1日7.5～15リットルという基準が示されている。こちらは「水分摂取」だけでなく、「基本的な衛生慣習」、「基本的な調理ニーズ」も含めた数字であり、よく日本で言われているような1日1人3リットルの飲料水だけではない。この根底にある考え方としては、「量か質か：給水の量と質の両方の最低基準を満たすことができない場合は、質より量を優先する。ほどほどのレベルの水質であっても脱水症状の予防、ストレスの軽減や下痢性疾患の予防につながる。」とのことであり、目黒区地域防災計画【資料編】の備蓄と照らし合わせると、考え方が異なっているのではないかという印象を受けた。

また、トイレについては「突然起る危機の初期段階では、迅速な解決策として共同トイレは50人に最低1基とし、可能な限り速やかに状況を改善する。中期段階になると共同トイレは20人に最低1基とし、女性用と男性用の割合が3対1となるようとする。」という記載のほか、基本指標には「女性や少女によって安全であると報告されたトイレの割合」として「安心で安全な施設」についての記述もある。

次に食糧については栄養所要量1日1人あたり2,100kCal、タンパク質53g、ビタミンA550μgなど、カロリーだけでなく、それぞれの栄養素やミネラルについても基準がある。地域防災計画の備蓄品を見ると炭水化物ベースとなっており、2,100kCalは満たしているかも知れないが、タンパク質やミネラルについてもきちんと基準を満たすことができるかは不安を禁じ得ない。

そして居住スペースについては1人あたり3.5m²という基準のみならず、家庭内暴力または虐待、暴力などのような保護に関する懸念事項についての記載もあり、入浴施設についてもトイレと同様、短期的には50人

につき 1ヶ所、長期的には 20 人につき 1ヶ所との記載がある。

昨年 12 月 20 日に内閣府で行われた「防災立国推進閣僚会議（第 1 回）」の資料を見ると、「令和 8 年度中に防災庁を設置するべく準備が進められて」おり、その中には「スフィア基準も踏まえた避難所環境の抜本的な改善」「全国の避難所環境を抜本的に改善するため」などと書かれているが、区としてはこのスフィア基準について、どのように考えているか。次の 2 問を伺う。

- (1) 災害時は一定数が避難所ではなく在宅で難を逃れることになるが、スフィア基準に則った対応を求められるようになったことで、避難所運営のあり方は今後どう変わっていくのか。1 人当たりの面積を広くとれば、同じ面積でも避難できる人の数は当然ながら減っていくであろうという視点、またスフィア基準を満たすには現状での備蓄や、トイレ、居住スペース、入浴施設などの状況を改善しなければならないのではないかという視点から伺う。
- (2) スフィア基準では「紛争や急性的な災害等」における「人道支援」について書かれたものであり、必ずしも、避難所への避難者のみについて書かれたものではなく、在宅避難者であっても、水や食糧などの補給は必要になることが示唆されているものと考えられる。令和 2 年に他の会派の議員による在宅避難についての一般質問への区長のご答弁の中では、「これまで在宅で避難される方に対して、水や食糧、常用薬、衛生用品などを最低 3 日分は備蓄しておくことをお願いしてまいりましたが、避難生活が長引き、物流が滞る状態が続きますと、生活に必要な品々が不足する事態が生じてまいります。このような場合には、地域の拠点である地域避難所で必要な物資を確保していただくこととしております。」とのこと。

ヒト、モノ、カネという視点から言うと、「ヒト」の部分では物資や受け取る人をきちんと捌き切るための人員、「モノ」の部分では生活に必要な品々が不足した場合に地域避難所で確保されるであろう物資、「カネ」としてはそのための予算が該当すると思われる。今後、区はこれらをどのように確保していくことが求められると考えられるか伺う。

2 カスタマー・ハラスメントの防止について

東京都では昨年 10 月にカスタマー・ハラスメント防止条例が制定され、

12月には「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」が策定された。

地方自治法では自治体も法人に含まれることから、目黒区も当然ながらこの条例の「事業者」としての側面を持つことになり、第9条に記載された責務や、第14条に記載された措置については、目黒区もいくつかの努力義務を負うことになるものと考えられる。

また、今定例会では「目黒区職員のハラスメント防止等に関する条例」が議案として提出される。11月の企画総務委員会の議事録を拝読すると、条例の制定に向けた基本的な考え方として、「カスタマー・ハラスメントについては区の姿勢の中には盛り込まれる話だが、具体的な措置については都が示してくる指針を踏まえて適切に対応していきたい」という旨の説明があった。そこで3問伺う。

(1) 都の条例第14条で定められた「手引き」は今後策定していくのか。

あくまで努力義務に過ぎないことから、区の現状でのお考えを伺いたい。なお、指針（ガイドライン）では「公務に関するカスタマー・ハラスメント」についても言及されている。行政はすべての住民に対して公平・公正性を持つという観点や、住民の生命、財産に関わる問題を背景とする場合も想定されるという観点から、手引きを作成する場合は具体的にどのような点に留意していくのか伺う。

(2) 都の条例第9条第1項によれば「カスタマー・ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組む」ことも努力義務となっている。ガイドラインに書かれた「現場での初期対応の方法や手順の作成」「適切な相談対応の実施」などは誰が行っていくのか伺う。

(3) 「就業者がカスタマー・ハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った顧客等に対し、その中止の申し入れその他の必要かつ適切な措置を講ずる」ことが努力義務となる。「当該行為を行った顧客等」に対する措置は第5条で「適用上の注意」との整合性も図ることになるものと思われる所以、どのような所で線を引こうと考えているのか伺う。

質問者氏名 斎 藤 優 子
目安時間 55分

1 2030年に掲げた地球温暖化ガス削減目標は必ず達成を

(1) 環境基本計画におけるCO2削減について

カーボンハーフの2030年まであと5年となり、CO2削減目標も毎年達成していかなければならない。2023年3月に改訂した環境基本計画では2013年度を基準年度とし、基準年度のCO2排出量117万9千トンから50%削減し、58万9千トンにすることを計画目標とした。基準年度の2013年度は1990年度からの温室効果ガスの排出量の中で、3番目に多い年であり、COP28の世界基準からすれば低い目標値である。目黒区の温室効果ガス排出量が分かる最新データは2021年度で、94万8千トンとなっているが、2030年のカーボンハーフの目標値58万9千トンを引くと、達成目標年まで残りの9年で割ると、毎年約4万トンの削減が必要となる。2020年度から2021年度のCO2削減量は8千トンしか削減できていない。環境報告書では数字は報告されているものの、目標に近づいているという表現では何をどうすれば毎年、目標が達成できるのか、何が必要かというのが書かれていないため、危機感を共有しにくい。どのようにカーボンハーフを達成していくのか伺う。

(2) 区有施設の電力削減について

10月の都市環境委員会で福岡県久留米市における既存の公共施設のフルZEB化を視察した。久留米市役所では北側にある部屋は除き、電力の削減に費用対効果が大きい断熱のほかに、各部屋の電源スイッチ盤にオンオフだけではなく60%、30%というスイッチもあり、電力を調整できるようになっている。少しの工夫で費用対効果も大きい。区有施設などで実験的に取り入れてはいかがか。

(3) 気候変動対策の人員体制を強めることについて

区の組織体制について伺う。温暖化対策に取り組む組織体制は、区としても温暖化対策係を設け、取り組んでいるものの、気候変動による災害も多発し、今の人員体制で取り扱うには間尺にあわなくなってきたと考える。人類の危機といつてもいいときだからこそ、気候変動対策の人員体制を強化すべきと考えるがいかがか。

(4) 一定規模のビルに対し、ZEB化の導入の推進に対する進捗と計画について

2021年第3回定例会で、区内で建てられる大規模なビル建設に対して、一定規模のビルについてはZEB化を導入してもらうための働きかけを区として取り組む必要があるという質疑に対し、一定規模の新築ビルについてのZEB化への働きかけは、経済産業省では、延べ床面積1万平米以上の大規模建築物をZEB化して新築する場合には、ZEBプランナーの支援の下で、民間ビルのオーナーに対し補助対象経費の3分の2を補助する手厚い補助制度がある。大規模建築物において、この制度が必ずしも区事業者に十分浸透しているとは言えない状況であるため、支援制度の周知、民間ビルのZEB化を促進していくという答弁であった。区としてしっかりと指導を行うべきではないか伺う。

(5) 戸建ての太陽光発電導入の目標を引き上げることについて

目黒区内の再生可能エネルギーの目標値は2021年度を基準とし、2030年度は3倍以上の再エネ自給率を目標としている。まずカーボンハーフを達成するためには省エネに加え、太陽光発電の導入を向上することが不可欠である。環境基本計画の中の「温室効果ガスの削減のために対策を強化すべき一覧」を見てみると、戸建ての太陽光発電システムの導入済みと導入予定の比率が2023年度100世帯に13世帯の13%。2030年まで見込み目標値が100世帯に18世帯の18.2%と5.2%増にとどまっている。既存住宅にも太陽光発電システムや蓄電池等を設置する際は都からの補助金や区の補助金も同時に使え、導入のハードルも高くなく、メリットも大きいが知られていない。区の補助金をさらに充実させ、太陽光発電導入目標値を前倒しし、引き上げるべきだと考えるがいかがか。

2 学校給食における有機農産物の更なる導入に向けて

農林水産省が昨年8月に発表した2022年度の食料自給率はカロリーベースで38%、先進国の中でも低い基準となっている。世界の食料情勢が激変し、生産、供給、価格が不安定になるなか、児童・生徒に安心・安全な給食を提供するためにも、食料自給率の向上に取り組むことは日本の政治においても待ったなしの課題である。生産者にとって有機農産物を学校給食食材として使用してもらえば、買い取りや価格や出荷が安定する

ため、有機農産物の生産に転向する農家も増えている。学校給食は有機農産物の生産向上に重要な役割がある。以下2問伺う。

- (1) 目黒区では一昨年9月に山梨県北杜市から有機のじやがいもを希望する学校へ届け、給食に有機農産物の提供が実現した。有機農産物の安定的な供給を確保するためには仕入れ先の確保も広げる必要がある。今後もスポット的なオーガニック給食を継続的に提供していくために北杜市のほかの農家への働きかけること以外にも、フードマイレージを考慮し、関東一円で共同購入できる新しい農家さんを確保していくべきである。来年度もオーガニック給食を実施できるよう、共同購入を広げる努力をすべきと考えるが伺う。
- (2) 各学校で取引している納入業者に対し、スポット的に有機農産物の仕入れルートを確保してもらい、学校単位で違う食材であっても給食に有機農産物を仕入れられるようにするべきではないか伺う。

質問者氏名 松 田 哲 也

目 安 時 間 60分

1 年収の壁を突破し、手取りを増やし子育て負担軽減も図る施策について

- (1) 親の106万円の壁について(社会保険料)

配偶者の被扶養者の年収が130万円を超えると、被用者保険への加入義務が生じる。しかし、2022年10月から101人以上、2024年10月から51人以上の事業所に勤務している方は、年収106万円を超えると、上記が適用され社会保険料の負担が増える。

2年前に、この件を取り上げ調査した結果、目黒区内で、配偶者控除等の対象となっている給与収入130万円未満の方は約6,500人である(18歳以上70歳未満)。国の制度変更により該当する年収106万円~130万円の方に対して、申請等により、その一部でも負担増を軽減できないか伺う。

- (2) 子どもの103万円の壁について(所得税)

年収103万円を超えると本人に所得税がかかる。この壁については昨年秋より国で議論がなされている。同時に、親も特定扶養控除が利用出来なくなり、親の所得税の負担増が生じる。

今回は、目黒区でこの親の負担増にしぼって、その一部を軽減できなか
いか伺う。

2 持続的で機動的な行政財政運営について

(1) 本予算での基金積み立てと、区債抑制による持続可能な財政運営について

税収の改善傾向やインフレ等もあり、予算規模も増加している。国や都に対して、納税者に還元を求める声もあるが、少子高齢化や施設老朽化等により今後の行政の歳出は拡大していく。

その財源確保と、最小限の予算で最大の効果を生み出すため、本予算での基金積み立てが必要だと考えるがいかがか。また、区債発行は最大限抑制すべきではないか伺う。

(2) 補正予算を重視した機動的な行政運営について

補正予算を組むには、繰越金と繰入金(特に財調基金)と各種助成金(補助金)の3つが必要である。

繰越金については、歳入超過や歳出不用額が出ないと財源にならない。各種助成金については、国や都によるもので目黒区の裁量が及ばない。やはり財調基金が重要だと考えるが、それぞれの評価について伺う。

また、当初の本予算は、より効率的に組み、補正予算をより重視して、1年間の経済、社会情勢の変化にも対応する為に、補正予算の財源確保は重要だと考えるがいかがか。

3 広聴のデジタル化について

(1) 新たな意見募集の取り組みについて

東京都はA Iを活用したブロードリスニングにより、昨年から民意の見える化を図り、政策企画局は本年1月31日に分析結果を発表した。

従来のまちづくり懇談会や世論調査等よりも、幅広く意見を集められ、また回答したり施策に反映したり、その活用も今後進められる。

区民にとっては、重複していた問い合わせの手間も省け、行政対応のコスト削減も期待できるが、導入できなか伺う。

(2) 小・中学生の行政参画について

都の取り組みでは、当初、次世代の子どもから意見が集まらず、動物園等に出向き声を聞き協力を求めた結果、10代から30代の統計だが、全体の4割まで回答は伸びたという。

目黒区でも、若年層の参画は課題である。小・中学校での周知に取り組むことによって、将来を担う子どもたちの声を、行政に反映させられないか伺う。

質問者氏名 増 茂 しのぶ

目安時間 30分

1 目黒区は2022年に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明したが、進捗状況を伺う。

(1) CO₂削減には化石燃料利用を段階的に廃止、再生可能エネルギーへ100%転換することが必要だが、国は原子力を最大限活用している。区有施設電源を再生可能エネルギー100%にするという目標の進捗状況と課題を改めて伺う。

(2) エネルギーの地産地消について、区では太陽光発電システムや蓄電池の助成などを進めているところだが、地域で発電した電力を地域で使うエネルギーの地産地消もあわせて進めていくべきと考える。区有施設で発電した余剰電力を区民に供給することや一般家庭間の電力取引など、他自治体例などを情報収集し取り組んではいかがか。

(3) 大切な資源をごみとして燃やしてしまうのではCO₂を排出するだけでなく、限りある資源の無駄遣いとなる。資源の再活用について伺う。

ア エコプラザでは、廃油の回収を行っているが、年々、廃油の需要は高まっている。エコライフめぐろ推進協会と連携して廃油の回収拠点を増やし、必要とする事業者に販売することなどは考えられないか。

イ ダウンジャケットや羽毛布団を回収して、事業者に買い取ってもらう羽毛リサイクルについて伺う。昨年のエコまつりで、ダウンの回収の啓発活動をしていた。アンケートもとっていて、拠点があれば出したいとの区民の意見もあった。区内の環境活動団体も回収しているが、資源として枯渇している貴重なダウンを回収する仕組みを作ってはいかがか。

ウ 目黒区では清掃工場建て替え前までは粗大ごみを展示し、希望す

る方に譲渡していた。先進的な取り組みだったが、現在は中止している。エコプラザでは区民からいただいた不用品を販売しているが、小さいものに限られる。世田谷区など200以上の自治体は不用品の譲渡などを取り扱う民間業者と提携して、粗大ごみなどの不用品をごみにせずリユースをする仕組み作りをしている。目黒区でも区有施設の一部を使って不用品のやり取りができる場所をつくってはいかがか。

(4) 目黒区のカーボンオフセットの取り組みについて伺う。

ア 友好都市の宮城県角田市にある本区のエコの森には山桜が植樹されたが、枯れてしまったものもあると伺った。友好都市のつながりを通して今後のカーボンオフセット事業について伺う。

イ 区内の公園や区有施設の樹木は増えているのか伺う。緑被率は芝生も樹木も同様に扱うが、樹木の方が炭素を貯蓄する。ゼロカーボンを達成するには樹木を増やすことも必要だと考える。積極的に目標面積や本数を定めてはいかがか。

(5) 目黒区民センターの再整備については、現在の公募条件での事業実施は中止となつたが、全てを取り壊す計画はゼロカーボンシティを進める区としては、方向性が違うのではないかと考える。耐震補強や、より使いやすくするリノベーション工事をすることで、建物はよみがえる。用途変更とリノベーションを一体的に行うコンバージョンというやり方もある。経費節減にもなりCO2排出量を減らすためにも、また限りある資源を無駄にしないためにも、全て取り壊して整備することはやるべきではないか。

質問者氏名 佐藤 昇
目安時間 40分

1 「一か所も火事を出させない」目黒の防災について

感震ブレーカーアダプター無償配付事業は、災害時の電気火災予防に効果の高い事業であると認識している。現在、木造住宅密集地域を中心に対策されているが、区内のどこから火が出るかわからない。今後の感震ブレーカーアダプターの配付対象地域を拡大、周知徹底等の施策の充実について

て見解を伺う。

2 子どものための多様な居場所づくりについて

東京都は令和7年度、次期の「子供・子育て支援総合計画」を策定する。

子どもの貧困対策法の改正を踏まえ、新たな目標として「貧困の解消」を掲げている。貧困対策では特に、学習支援や食事提供を行う「居場所」の設置等に取り組む区市町村を支援する予定である。こうした動きを踏まえ、区としてはどのような方針を持って取り組んでいくのか伺う。

3 認知症の早期発見・早期対応について

認知症高齢者は470万人を超える軽度認知障害のMCIを含めると1,000万人を超えると推計され、認知症本人や支えていく家族にも大きな負担となり、介護離職、収入の減少、担う家事など、様々な状況が生じる。

区では67歳・70歳・73歳・76歳を対象に認知症検診を医師会と連携して実施してきた。そこで「もの忘れ検診」について2つ伺う。

- (1) 今年度から開始した「もの忘れ検診」の受診者数、要精密数、認知症と診断された人数等の事業実績と課題について伺う。
- (2) 来年度から「もの忘れ検診」の対象年齢を61歳・64歳・79歳を追加する予定だが、対象年齢を拡大することによる検診の効果について伺う。

4 働き方改革に伴う教職員の学校ICT環境整備について

学校現場における教育ICT環境整備については、教育情報化推進計画「MEGURÔスマートスクール・アクションプラン」に則して進めているが、各学校の現場からは、システムの入れ替え等に伴う利便性向上の声だけではなく、使いづらさ等の要望も多くあると聞く。

それらにどのように対応し、今後どのように取り組んでいくのか伺う。

質問者氏名 竹村 ゆうい

目安時間 35分

1 めぐろ子ども未来会議の発足について

目黒区では平成6年から9年にかけて3回にわたり、子ども議会が開催されていた。

「区政に子どもの意見を反映させる機会とする」「議会への理解と関心を

深める機会とする」「地域への関心を深める機会とする」という3つの趣旨の下、各学校の児童・生徒の代表者と区長、議長、副議長、区幹部職員の出席による本会議とほぼ同様の形式で行われていた。

現在、目黒区では中学校区ごとの児童・生徒による「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」が子どもたちの主体的な関わりのなかで毎年度実施されている。

この子ども会議の延長線上にあるものとして、子どもたちが自分たちの手で、子どもの権利や目黒の未来のまちづくりについて主体的に活動を進めていく「めぐろ子ども未来会議」を発足させたい。

持続可能な地域社会には主体的に判断、行動できる市民・区民の存在が不可欠であり、その資質は子どもの頃からの学習や体験を通して養われるを考える。

大人が主体となって物事を決めてしまうと子どもの主体性や創造性が育ちにくくなるので、子どもたちが自分たちの話し合いで決めたことを最後までやりきることを大人が支援する。

自分たちで話し合って決める「めぐろ子ども未来会議」という時間を目黒の子どもたちに用意してあげたいと考えるが、区の見解を伺う。

2 目黒の観光資源の高度化とさんまバスの運行ルート見直しについて

目黒といえば桜、と言われるほどに目黒川の桜並木の知名度は高い。

さんま祭りや目黒天空庭園など有名な目黒の観光資源はいくつかあるが、区内に多くある神社仏閣や数々の観光スポットは知名度が低く、観光資源が活かされているとは言いがたい。

2024年の訪日外国人観光客数は年間36,869,900人で、過去最高だったコロナ禍前の2019年を上回り過去最多を記録した。観光庁の「訪日外国人の消費動向」によれば、主な訪日目的は「観光・レジャー」が全体の80%以上を占めており、まち歩きや食文化の体験、ショッピングなどを楽しんでいる。

「訪日旅行で体験したいこと、体験したこと」のアンケートでは、1位「自然や風景の見物」、2位「桜の観賞」、3位に「伝統的日本料理」が上がっており、「温泉への入浴」や「世界遺産の見物」、「遊園地やテーマパーク」よりも上位であることが特筆すべき点である。

さらに欧米からの訪日外国人に絞ってみると、「有名な史跡や歴史的な

建築物の見学」、「日本庭園の見物」がTOP3に上がっていることから、目黒区の観光資源でも十分に訪日外国人のニーズを満たせることが分かる。

実際、目黒区周辺にも多くの訪日外国人が訪れてきてはいるが、積極的に目黒を選んでもらえていない理由が大きく2つあると考える。インバウンド観光の最大の課題である多言語対応の遅れ、それと回遊性の低さである。

- (1) 目黒の観光資源の高度化に向けて、区内の神社仏閣や観光スポットにおける多言語対応ツール導入の働き掛けをするなどの観光施策について、区の見解を伺う。
- (2) 国内・訪日外国人観光対応で目黒区内の回遊性を高めるため、瀧泉寺(目黒不動尊)など区内の神社仏閣を含めたまち歩きをしやすくするようなさんまバスの運行ルート見直しについて、区の見解を伺う。

3 学芸大学路上喫煙禁止区域の追加指定について

目黒区は、平成15年3月に「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」を制定。このポイ捨て防止条例では、道路、公園、広場等での歩きたばこや自転車運転中の喫煙はしないよう努めること、吸い殻などのポイ捨てを行った場合は罰金を科す場合があることを規定している。後の条例改正により、目黒区内の4駅、中目黒駅・自由が丘駅・学芸大学駅・都立大学駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、めぐろたばこルールにより区内全域を歩行喫煙禁止としている。

これまで目黒区が進めてきた学芸大学駅周辺地区整備の一環として、東急東横線の鉄道高架下の耐震補強と併せた景観に配慮した鉄道高架下商業環境整備が行われてきており、2021年から学芸大学高架下リニューアルプロジェクトが始動し、2024年11月末には碑文谷6丁目エリアに複合施設「GAKUDA I COLLECTIV」が開業している。

しかし、2008年2月1日から指定されている学芸大学路上喫煙禁止区域には「GAKUDA I COLLECTIV」のエリアは含まれてはおらず、施設開業のタイミングに併せて路上喫煙禁止区域の追加指定がされることとはなかった。

これまでの路上喫煙禁止区域の指定の経緯や禁止区域の考え方からすると、学芸大学路上喫煙禁止区域の追加指定をするべきと考えるが、区の見解を伺う。

質問者氏名 佐 藤 ゆたか
目安時間 30分

1 帯状疱疹予防接種費用助成について

目黒区では、一昨年の5月から、帯状疱疹予防接種費用助成の一部助成を行っておりますが、国は昨年12月18日に厚生労働省で、「予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会」を開催。審議会において帯状疱疹ワクチンの定期接種を令和7年4月1日から開始。また接種対象者年齢を65歳とし、65歳を超える方については5年間の経過措置を取ることも発表しました。これを受け目黒区も詳細が決まらない中、年末から4月のスタートに向け、急ピッチで準備を進めていますが、制度の中で接種年齢対象が国は65歳から、目黒区は50歳からと接種年齢対象に15年の違いが生じています。

定期接種がスタートした後も目黒区独自の帯状疱疹予防接種費用助成を継続していくのか所見を伺います。

2 自転車駐輪対策について

目黒駅周辺の自転車置場は、下目黒一丁目の登録制行人坂自転車置場が令和5年3月に廃止され、利用していた区民は、品川区の民間駐輪場1か所を利用するしかなく、毎朝、駐輪できるかどうか、駐輪ラックを探すのも時間が掛かるので、放置禁止区域外の大鳥交差点近くの歩道や目黒川沿いの区道に不法駐輪し駅に向かうため、周辺に不法駐輪が増えています。

また店舗前のガードレールや標識などにチェーンで固定された不法駐輪を移動できず困っていると商店街の方からお聞きしています。不法駐輪が増えると歩道や区道が狭くなり歩行空間が危険になることから、目黒駅周辺放置禁止区域内の下目黒住区など区有施設や民間施設に登録制自転車置場を設置できないか所見を伺います。

3 オンラインカジノ対策について

オンラインカジノは、サイト上でスロットやルーレットなどのほか、国内外のプロスポーツ競技の勝敗を賭けるものです。最近では、日本語対応のサイトが増え、個人のスマートフォンから気軽に参加できることから利用者が増えています。ほとんどの人が違法性を知らずに利用。

警視庁の発表では、昨年、利用者の摘発が前年の3倍、国内の利用者は300万人以上と推計されております。

また、何時でも何処でも24時間賭けることができるところから、多額の負債を抱え、返済のためヤミ金から借りるなど依存症の相談も増加しています。

政府は、3月に改定される「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」にオンラインカジノ対策を盛り込むことを検討しておりますが、目黒区でも区民にオンラインカジノの違法性や危険性の周知啓発が必要と考えますが所見を伺います。

質問者氏名 後藤 さちこ
目安時間 30分

1 災害対策本部の運営訓練実施について

昨年は元日に発生した能登半島地震に始まり、8月には日向灘を震源とする最大震度6弱の地震を受けて、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

また、その後も、各地で多くの地震が発生しているうえ、地震以外の豪雨災害等も年々甚大さが増し、昨年9月、地震の被災地能登半島を襲った豪雨は、自然の驚異と無情さを日本中の人々が実感したところではないかと思う。

そして、ここ東京においても首都直下地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と言われている。区長も出席されている様々な団体の新年会の中でこの数字が書かれたボードをかけ、備えについて話もされている。

しかしながら、このような状況の中、災害時に立ち上げる災害対策本部の運営訓練を目黒区は令和2年度以降一度も実施をしていない。昨年あれほどの大きな地震があった令和6年度さえ訓練を実施していないし、今年度中の実施予定も聞いていない。

災害対策本部運営訓練の過去5年間の実施についてのヒアリングの結果、23区中、令和6年度に実施をしていないのは、目黒区と北区の2区のみ。さらに杉並区の6回、台東区、墨田区、中野区、江戸川区の3回を

はじめ、12区では令和6年度中に複数回の災害対策本部運営訓練を実施、または実施予定となっている。

これだけ大きな地震が発生しているのに、過去4年間一度も訓練せず、有事の際、区民の皆様の先頭に立ち対応できると考えているのか。以上の点を踏まえ、以下2点質問する。

- (1) 令和2年度以降はコロナ禍もあり実施が難しかった年もあると思うが、昨年元日の能登半島地震を経験してもなお、今年度、訓練の実施をされない理由を伺う。
- (2) 改めて災害対策本部運営訓練に対する区の認識と来年度以降の訓練の計画等について区の見解を伺う。

2 区立小・中学校における脊柱側弯症検診実施について

脊柱側弯症とは脊柱、いわゆる背骨が横に曲がった状態を指し、主に思春期の女子に多く発症するとされている。思春期は脊柱の成長期であり、症状が進行すると、体表面の変形や腰痛、背部痛、呼吸障害、神経障害を引き起こす可能性があるため、湾曲が進行する前に発見し、治療を開始することが大切といわれている。

現在、小・中学校の検診では、2024年1月、文部科学省通知「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」などの通達があり、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮するとの記載の他に、検診を実施する環境についても、衝立などの囲いやカーテン等を用いること、男女別に行うこと、同性の教職員が立ち会うこと等、児童・生徒のプライバシーを守るよう指示されており、目黒区内の小・中学校の健康診断等も着衣で実施されていると聞いている。

しかしながら、この脊柱側弯症は着衣での目視、触診で発見するのはかなり難しいと言われ、脊柱側弯症専用の検査機器を使用することで客観的で精密な検査ができることが専門学会からも提言されているものの、予算がかかるという理由以上に、機器を用いた検査も、上半身脱衣での検査であるということが、検査実施を躊躇する要因の一つになっているのではないかと考える。ただ、令和6年3月に文部科学省が出している「検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き」や、先行して実施している自治体

の実施方法などを参考にできる点も多いことを踏まえ、以下 1 点質問する。

現在目黒区内の小・中学校において、脊柱側弯症の検診方法は、着衣での目視、触診と聞いているが、検査機器を導入した検査の実施について区の見解を伺う。

3 区立小学校の不登校児童の居場所について

昨年 1 月 13 日の文教・子ども委員会において、「令和 6 年度前期目黒区立学校における不登校の状況」についての報告があり、中学校においては、令和 5 年度と比較し不登校生徒の数は減少している。この要因として、校内別室指導が全区立中学校で実施されていることが、功を奏したのかもしれないといった答弁があった。しかしながら、小学校においては、不登校児童の数は年々増加している。小学校における不登校児童について、以下 1 点質問する。

小学校における校内別室指導の事業は、令和 8 年度から開始されると伺っているが、不登校児童の対応は喫緊の課題と考える。学校には来られるけれど、教室に入ることには躊躇する児童の受け皿となるような居場所が今すぐにでも求められているのではないかと思うが、区の見解を伺う。

質問者氏名 上 田 あ や
目安時間 30 分

第 9 期目黒区介護保険事業計画（令和 7 年）では、介護保険制度創設から 25 年が経過し、要支援・要介護認定者が約 2.5 倍に増加したことや、「団塊の世代」が後期高齢者となることで、介護保険の役割がますます重要になると指摘している。

かつて日本では、介護は家族が行うものという認識が極めて強かったが、介護保険制度の導入により、介護の社会化が進んできた。しかし、制度には限界があり、自宅での介護では家族の支援が必要な場合もある。

家族による介護は被介護者に安心感を与える面があるものの、共働き世帯や高齢者単身世帯が増加しており、2050 年には東京都で 75 歳以上の単身世帯が 35% を超えると推計されている。このため、介護保険制度の重要性は一層高まるが、それだけで十分とはいはず、介護を担う家族への支援も行政として検討する必要がある。

以上の背景を踏まえ、以下、質問を行う。

1 介護保険に係る「効果的な周知」について

介護保険制度の創設により、「介護の社会化」が進み、介護を家族だけでなく社会全体で支える考え方が浸透してきた。しかし、高齢の親の介護に直面した際、「何をすればよいのかわからない」という声も寄せられる。

制度があっても、必要な時に利用できなければ意味をなさない。そこで、介護保険の保険者である目黒区が、介護保険制度を利用したい人に向けてどのような周知を行っているのか、その見解を伺う。

2 「家族介護」に対する、区としての考え方について

令和4年度に実施された「在宅介護実態調査」によると、主な介護者の65%以上が女性であり、依然として「在宅介護の主体が女性」であることが明らかになった。また、主な介護者の7割以上が60代以上であり、介護を担う家族の負担が大きいことが浮き彫りとなった。さらに、介護者の2割以上が「他の家族の介護」や「未就学児の育児」を同時にに行っており、負担の大きさが可視化された。

介護は献身的に行っても状況が改善するとは限らず、心身の負担やストレスが大きい。特に、育児と同時に行われる場合、その負担はさらに深刻となる。このような状況において、介護保険の保険者である目黒区が「家族介護」をどう捉え、介護する家族の負担を軽減するためにどのような施策を講じているのか、その現状を伺う。

3 家族介護の「出口」（施設整備）について

自宅で家族と共に介護を受けることは、被介護者の精神的安定や生活の質向上につながる可能性がある。しかし、介護度が上がると家族の負担も増え、双方が疲弊する可能性がある。

一定の介護度に達した際、特別養護老人ホーム（特養）に入所できる安心感があれば、家族も無理のない介護を続けやすくなる。特養の整備は目黒区の重要な責務であり、その現状の分析と今後の方向性についての見解を伺う。

4 区立特別養護老人ホームのICT機器導入について

本区の民間特別養護老人ホームでは、6施設中5施設でICT化が進んでおり、具体的には（1）介護記録システム、（2）見守り機器導入、（3）インカム導入がなされている。これらのICT化が進んだ施設では、

一定の条件のもと、介護報酬において生産性向上推進体制加算が給付される仕組みとなっている。

一方、区立特養では、3施設中1施設のみWi-Fiが設置されており、残る2施設については今後整備予定である。また、介護記録システムなどのICT機器についても、3施設中1施設で導入済みであるものの、2施設は未導入の状況である。

介護分野のICT機器活用は、業務効率化や利用者の生活の質向上に大きく貢献しており、例えば、介護記録システムを活用することで、被介護者のオムツ着用率が25%程度低下したり、介護職員の残業がゼロになったりする事例もある。今後、介護人材の不足が深刻化する中で、ICT機器の導入は重要な課題となる。

こうした状況を踏まえ、区立特別養護老人ホームにおけるICT機器導入の現状をどのように評価しているのか、また今後の方針について、区の見解を伺う。

質問者氏名 木村 あきひろ

目安時間 30分

1 新たな目黒区民センター等整備・運営事業について

目黒区民センターの整備事業は、工事費の高騰により公募が中止され、今後の見直しが進められることとなりました。しかし、全区民にとって重要な施設である以上、単なるコスト削減ではなく、どのような形で整備を進めるのか、明確な方向性を示すことが求められます。

(1) 目黒区民センターを長く親しまれる施設にするには、周辺住民の声だけでなく、区全体の意見を反映させることが重要です。区民との対話を重ねることで、必要な機能やサービスを精査し、コスト削減の余地を見出せる可能性もあります。今後の計画における区民の意見収集や参加機会の提供について、区の考えを伺います。

(2) 下目黒小学校と目黒区民センターを一体的に建て替える案と、小学校を切り離して建て替える案のそれぞれの優位性と課題を整理し、慎重に方針を検討する必要があります。現在の検討状況と、今後の方針決定のスケジュールについて、区の考えを伺います。

(3) 本事業の認知度は、地元の町会・自治会や商店街では一定程度あるものの、施設利用者や他地域の区民には十分に伝わっていないという課題があります。広く意見を集めるため、情報発信の強化が必要ではないでしょうか。区として、どのように周知し、区民の意見を反映させるのか伺います。

また、事業の停滞による先送りを懸念する声も上がっています。他自治体の大規模開発事例も踏まえ、今後どのように事業を進めていくのか、区の考えを伺います。

以上